

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
熊本県 (荒尾市)	産交バス株式会社	(1) 住吉線	2,066.5	6,661	—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(2) 倉掛線	1,972.0		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(3) 八幡台線	3,735.5		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(4) 荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	1,191.5	0	—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(5) 荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	789.0		—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
		(6)								
		(7)								
合 計				6,661						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,661			国庫補助上限額(千円)	6,661		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
熊本県 (荒尾市)	産交バス株式会社	(1) 住吉線	2,058.0	6,661	—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(2) 倉掛線	1,969.0		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(3) 八幡台線	3,730.0		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(4) 荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	1,191.0	0	—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(5) 荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	788.0		—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
		(6)								
		(7)								
合 計				6,661						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,661			国庫補助上限額(千円)	6,661		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
熊本県 (荒尾市)	産交バス株式会社	(1) 住吉線	2,058.0	6,661	—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(2) 倉掛線	1,969.0		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停にて接続	③	
	産交バス株式会社	(3) 八幡台線	3,730.0		—	乗合バス型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(4) 荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	1,191.5	0	—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	(5) 荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	789.0		—	デマンド型	①	地域間幹線系統である産交バスの桜山玉名線とあらおシティモールのバス停等にて接続	③	
		(6)								
		(7)								
合 計				6,661						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				6,661			国庫補助上限額(千円)	6,661		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 産交バス株式会社

29年度
(荒尾市)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	876,839千円	営業外収益	4,977千円	経常収益(イ)	881,816千円
	営業費用	2,667,123千円	営業外費用	35,460千円	経常費用(ロ)	2,702,583千円
	営業損益	△1,790,284千円	営業外損益	△30,483千円	経常損益	△1,820,767千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	12,667,563.3km			経常収支率	32.63%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	833,012千円	営業外収益	8,614千円	経常収益(イ')	841,626千円
	営業費用	2,423,305千円	営業外費用	28,460千円	経常費用(ロ')	2,451,765千円
	営業損益	△1,590,293千円	営業外損益	△19,846千円	経常損益	△1,610,139千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,500,421.2km			経常収支率	34.33%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	751,335千円	営業外収益	7,312千円	経常収益(イ'')	758,647千円
	営業費用	2,007,762千円	営業外費用	25,719千円	経常費用(ロ'')	2,033,481千円
	営業損益	△1,256,427千円	営業外損益	△18,407千円	経常損益	△1,274,834千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,054,138.2km			経常収支率	37.31%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南九州	202円25銭	213円18銭	213円34銭	2.73%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	219円20銭	259円63銭	219円20銭	69円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画 実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ				ヌ			
南九州	1	住吉線	イオタウン	住吉・有明高校 前・新宮	バスセンター	242日	847.0回	往 14.1km 復 14.1km	(平均) 14.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	23,885.4km
	2	倉掛線	バスセンター	助丸・倉掛	荒尾駅前	365日	1,879.5回	往 8.1km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	30,447.9km
	3	八幡台線	八幡台前	バスセンター	荒尾四ツ山	365日	4,185.0回	往 12.5km 復 12.5km	12.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	104,625.0km
合計		3系統					6,911.5回	往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		158,958.3km

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統の キロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の 経常収益の 見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象 経常費用から 経常収益を 控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
南九州	1	5,235,679円	46円16銭	1,102,551円	4,133,128円	4,133,128円	4,133千円	2,066.5千円		
	2	6,674,179円	89円66銭	2,729,959円	3,944,220円	3,944,220円	3,944千円	1,972.0千円		
	3	22,933,800円	147円79銭	15,462,529円	7,471,271円	7,471,271円	7,471千円	3,735.5千円		
合計		34,843,658円		19,295,039円	15,548,619円	15,548,619円	15,548千円	7,774千円	6,661千円	6,661千円

補助ブ ック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーカ=ム	損失額から 国庫補助額を 控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南九州	1	4,133,128円											
	2	3,944,220円											
	3	7,471,271円											
合計		15,548,619円	8,887,619円	0円	0%	8,887,619円	100%	0円	0%	0円	0%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ロ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名 産交バス株式会社

30年度
(荒尾市)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	876,839千円	営業外収益	4,977千円	経常収益(イ)	881,816千円
	営業費用	2,667,123千円	営業外費用	35,460千円	経常費用(ロ)	2,702,583千円
	営業損益	△1,790,284千円	営業外損益	△30,483千円	経常損益	△1,820,767千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	12,667,563.3km			経常収支率	32.63%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	833,012千円	営業外収益	8,614千円	経常収益(イ')	841,626千円
	営業費用	2,423,305千円	営業外費用	28,460千円	経常費用(ロ')	2,451,765千円
	営業損益	△1,590,293千円	営業外損益	△19,846千円	経常損益	△1,610,139千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,500,421.2km			経常収支率	34.33%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	751,335千円	営業外収益	7,312千円	経常収益(イ'')	758,647千円
	営業費用	2,007,762千円	営業外費用	25,719千円	経常費用(ロ'')	2,033,481千円
	営業損益	△1,256,427千円	営業外損益	△18,407千円	経常損益	△1,274,834千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,054,138.2km			経常収支率	37.31%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) +$ $((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
南九州	202円25銭	213円18銭	213円34銭	2.73%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	219円20銭	259円63銭	219円20銭	69円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一補 助ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画 実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ				ヌ			
南九州	1	住吉線	イオタウン	住吉・有明高校 前・新宮	バスセンター	241日	843.5回	往 14.1km 復 14.1km	(平均) 14.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	23,786.7km
	2	倉掛線	バスセンター	助丸・倉掛	荒尾駅前	365日	1,877.0回	往 8.1km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	30,407.4km
	3	八幡台線	八幡台前	バスセンター	荒尾四ツ山	365日	4,179.0回	往 12.5km 復 12.5km	12.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	104,475.0km
合計		3系統					6,899.5回	往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		158,669.1km

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統の キロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の 経常収益の 見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象 経常費用から 経常収益を 控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
南九州	1	5,214,044円	46円16銭	1,097,995円	4,116,049円	4,116,049円	4,116千円	2,058.0千円		
	2	6,665,302円	89円66銭	2,726,328円	3,938,974円	3,938,974円	3,938千円	1,969.0千円		
	3	22,900,920円	147円79銭	15,440,361円	7,460,559円	7,460,559円	7,460千円	3,730.0千円		
合計		34,780,266円		19,264,684円	15,515,582円	15,515,582円	15,514千円	7,757千円	6,661千円	6,661千円

補助ブ ック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から 国庫補助額を 控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南九州	1	4,116,049円												
	2	3,938,974円												
	3	7,460,559円												
合計		15,515,582円	8,854,582円	0円	0%	8,854,582円	100%	0円	0%	0円	0%	0円	0%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ロ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	産交バス株式会社
------	----------

31年度 (荒尾市)

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間*)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	876,839千円	営業外収益	4,977千円	経常収益(イ)	881,816千円
	営業費用	2,667,123千円	営業外費用	35,460千円	経常費用(ロ)	2,702,583千円
	営業損益	△1,790,284千円	営業外損益	△30,483千円	経常損益	△1,820,767千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	12,667,563.3km			経常収支率	32.63%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	833,012千円	営業外収益	8,614千円	経常収益(イ')	841,626千円
	営業費用	2,423,305千円	営業外費用	28,460千円	経常費用(ロ')	2,451,765千円
	営業損益	△1,590,293千円	営業外損益	△19,846千円	経常損益	△1,610,139千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	11,500,421.2km			経常収支率	34.33%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	751,335千円	営業外収益	7,312千円	経常収益(イ'')	758,647千円
	営業費用	2,007,762千円	営業外費用	25,719千円	経常費用(ロ'')	2,033,481千円
	営業損益	△1,256,427千円	営業外損益	△18,407千円	経常損益	△1,274,834千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	10,054,138.2km			経常収支率	37.31%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} \times 100 = \text{d}$
南九州	202円25銭	213円18銭	213円34銭	2.73%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	219円20銭	259円63銭	219円20銭	69円61銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程			補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗 り入れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外 乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画 実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ					
南九州	1	住吉線	イオタウン	住吉・有明高校 前・新宮	バスセンター	241日	843.5回	往 14.1km 復 14.1km	(平均) 14.1km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	23,786.7km
	2	倉掛線	バスセンター	助丸・倉掛	荒尾駅前	365日	1,877.0回	往 8.1km 復 8.1km	8.1km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	30,407.4km
	3	八幡台線	八幡台前	バスセンター	荒尾四ツ山	365日	4,179.0回	往 12.5km 復 12.5km	12.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.000%	104,475.0km
合計		3系統					6,899.5回	往 34.7km 復 34.7km	34.7km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		158,669.1km

補助ブ ック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統の キロ当たり 経常収益 ト	補助対象系統の 経常収益の 見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象 経常費用から 経常収益を 控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック 外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はソのうち いずれか少ない ほうの額) ラ
南九州	1	5,214,044円	46円16銭	1,097,995円	4,116,049円	4,116,049円	4,116千円	2,058.0千円		
	2	6,665,302円	89円66銭	2,726,328円	3,938,974円	3,938,974円	3,938千円	1,969.0千円		
	3	22,900,920円	147円79銭	15,440,361円	7,460,559円	7,460,559円	7,460千円	3,730.0千円		
合計		34,780,266円		19,264,684円	15,515,582円	15,515,582円	15,514千円	7,757千円	6,661千円	6,661千円

補助ブ ック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーカ=ム	損失額から 国庫補助額を 控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要		
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南九州	1	4,116,049円												
	2	3,938,974円												
	3	7,460,559円												
合計		15,515,582円	8,854,582円	0円	0%	8,854,582円	100%	0円	0%	0円	0%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱表6(附則第3条の適用を受ける事業者については別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ロ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	平成29年度
------	-------------------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【有限会社荒尾タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	343 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	343 千円
	営業費用	449 千円	営業外費用	599 千円	経常費用(ロ)	1,048 千円
	営業損益	▲ 106 千円	営業外損益	▲ 599 千円	経常損益	▲ 705 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	881.3 時間	経常収支率	32.73%	

②【平和タクシー有限公司】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	321 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	321 千円
	営業費用	1,037 千円	営業外費用	901 千円	経常費用(ロ)	1,938 千円
	営業損益	▲ 716 千円	営業外損益	▲ 901 千円	経常損益	▲ 1,617 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	826.7 時間	経常収支率	16.56%	

③【有限会社有明タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	359 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	359 千円
	営業費用	496 千円	営業外費用	319 千円	経常費用(ロ)	815 千円
	営業損益	▲ 137 千円	営業外損益	▲ 319 千円	経常損益	▲ 456 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	864.5 時間	経常収支率	44.05%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南九州	4476円15銭	2732円72銭	2732円72銭	1192円74銭
①	1189円15銭			389円19銭
②	2344円26銭			388円29銭
③	942円74銭			415円26銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地									
南九州	4	荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	平井	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	2,211	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,548 時間
	5	荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	府本	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	1,464	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,025 時間
							日		回				0.00%	
							日		回				0.00%	
合計		2系統							1.4 時間	0 時間	0 時間		2,573 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南九州	4	4,230,250 円	1846361円52銭	2,383,888 円	2,383,888 円	2,383 千円	1191.5 千円		
	5	2,801,038 円	1222558円50銭	1,578,479 円	1,578,479 円	1,578 千円	789 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
合計		7,031,288 円	3068920円02銭	3,962,367 円	3,962,367 円	3,961 千円	1980 千円	0千円	0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南九州	4	5,082,718 円										
	5	3,365,494 円										
		0 円										
		0 円										
合計		8,448,212 円	8,448,212 円	円	%	8,448,212 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	平成30年度
------	-------------------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【有限会社荒尾タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	343 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	343 千円
	営業費用	449 千円	営業外費用	599 千円	経常費用(ロ)	1,048 千円
	営業損益	▲ 106 千円	営業外損益	▲ 599 千円	経常損益	▲ 705 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	881.3 時間	経常収支率	32.73%	

②【平和タクシー有限公司】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	321 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	321 千円
	営業費用	1,037 千円	営業外費用	901 千円	経常費用(ロ)	1,938 千円
	営業損益	▲ 716 千円	営業外損益	▲ 901 千円	経常損益	▲ 1,617 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	826.7 時間	経常収支率	16.56%	

③【有限会社有明タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	359 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	359 千円
	営業費用	496 千円	営業外費用	319 千円	経常費用(ロ)	815 千円
	営業損益	▲ 137 千円	営業外損益	▲ 319 千円	経常損益	▲ 456 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	864.5 時間	経常収支率	44.05%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南九州	4476円15銭	2732円72銭	2732円72銭	1192円74銭
①	1189円15銭			389円19銭
②	2344円26銭			388円29銭
③	942円74銭			415円26銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間	
			発地	営業区域	着地									
南九州	4	荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	平井	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	2,210	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,547 時間
	5	荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	府本	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	1,463	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,024 時間
							日		回				0.00%	
							日		回				0.00%	
合計		2系統							1.4 時間	0 時間	0 時間		2,571 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南九州	4	4,227,517 円	1845168円78銭	2,382,348 円	2,382,348 円	2,382 千円	1191 千円		
	5	2,798,305 円	1221365円76銭	1,576,939 円	1,576,939 円	1,576 千円	788 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
合計		7,025,822 円	3066534円54銭	3,959,287 円	3,959,287 円	3,958 千円	1979 千円	0千円	0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南九州	4	5,079,435 円										
	5	3,362,211 円										
		0 円										
		0 円										
合計		8,441,646 円	8,441,646 円	円	%	8,441,646 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	共同運行((有)荒尾タクシー、平和タクシー(有)、(有)有明タクシー)	平成31年度
------	-------------------------------------	--------

1. 申請事業者の概要

①【有限会社荒尾タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	343 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	343 千円
	営業費用	449 千円	営業外費用	599 千円	経常費用(ロ)	1,048 千円
	営業損益	▲ 106 千円	営業外損益	▲ 599 千円	経常損益	▲ 705 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	881.3 時間	経常収支率	32.73%	

②【平和タクシー有限公司】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	321 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	321 千円
	営業費用	1,037 千円	営業外費用	901 千円	経常費用(ロ)	1,938 千円
	営業損益	▲ 716 千円	営業外損益	▲ 901 千円	経常損益	▲ 1,617 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	826.7 時間	経常収支率	16.56%	

③【有限会社有明タクシー】

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	359 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	359 千円
	営業費用	496 千円	営業外費用	319 千円	経常費用(ロ)	815 千円
	営業損益	▲ 137 千円	営業外損益	▲ 319 千円	経常損益	▲ 456 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	1 台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	864.5 時間	経常収支率	44.05%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南九州	4476円15銭	2732円72銭	2732円72銭	1192円74銭
①	1189円15銭			389円19銭
②	2344円26銭			388円29銭
③	942円74銭			415円26銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	1回あたりサービス提供時間	リ	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ=ヲ	計画サービス提供時間 ワ	
			発地	営業区域	着地									
南九州	4	荒尾市予約型乗合タクシー(平井地区)	平井	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	2,211	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,548 時間
	5	荒尾市予約型乗合タクシー(府本地区)	府本	荒尾市内	あらおシティモール	365	日	1,464	回	0.7 時間	0 時間	0 時間	100.00%	1,025 時間
							日		回				0.00%	
							日		回				0.00%	
合計		2系統							1.4 時間	0 時間	0 時間		2,573 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ト×ワ以下の額:カ	経常収益の見込額 チ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ=タ	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの タ×ラ=ツ	補助対象経費 ネ	補助対象経費の1/2 ネ×1/2=ナ	国庫補助上限額 ラ	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額) ム
南九州	4	4,230,250 円	1846361円52銭	2,383,888 円	2,383,888 円	2,383 千円	1191.5 千円		
	5	2,801,038 円	1222558円50銭	1,578,479 円	1,578,479 円	1,578 千円	789 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
		0 円	円銭	0 円	0 円	0 千円	0 千円		
合計		7,031,288 円	3068920円02銭	3,962,367 円	3,962,367 円	3,961 千円	1980 千円	0千円	0 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南九州	4	5,082,718 円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	5	3,365,494 円										
		0 円										
		0 円										
合計		8,448,212 円	8,448,212 円	円	%	8,448,212 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間)+(1日あたり平均待機時間/1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ラ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実運行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	荒尾市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,740
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
27,740	対象人口 × 150円 × 1.0 + 250万円	6,661,000

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)